高等学校等就学支援金制度

重要なお知らせ (必ず、保護者の方に

(必す、保護者の方に 渡してください) 」

1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等(高専、高等専修学校等を含む)に在学する、**日本国内に住 所を有する方**が対象です。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象になりません。

○保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、 30万4,200円以上の方(年収目安約910万円以上の方)

【算定式】

(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

- ○高校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した方
- ○高校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制等の場合は別途算定)を超えた方

2. 受給資格の認定、収入状況の届出

利用のためには、**申請が必要です**。入学時等に学校から案内があるので、必ず申請書類(マイナンバー関係書類等を含む)を学校に提出してください。

提出された書類を基に、都道府県が受給資格の認定を行います。

毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、都道府県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。この時には、<u>申請時に</u>提出されたマイナンバーを利用し、都道府県が確認作業を行うため、マイナンバー関係書類の再度の提出は不要です。

- ※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する事務に活用します。
- ※意向確認書類(保護者等情報や課税地の変更の有無を含む。)の提出が必要な場合があります。
- ※マイナンバー以外で申請を行っている場合は、課税証明書等の提出が必要です。

3. 支給額

(1)公立学校に通う生徒

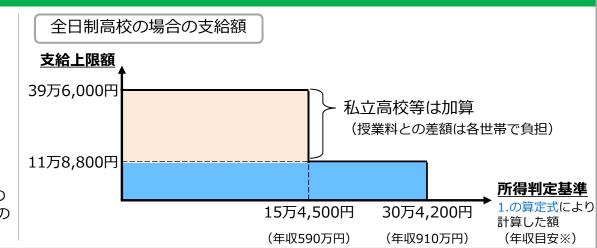
公立高校授業料相当額(年額11万8,800円) (国公立高校は授業料負担が実質0円になります。)

(2) 私立学校等に通う生徒

所得に応じて支給額が変わります(右図参照)。

※所得の判定基準は、1.の算定式により計算した額です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、実際の対象は変わるのでご注意ください。



具体的な手続などは裏面をご覧ください →

4. 申請

受給者全員

入学時等に学校から案内があるので、申請を行ってください。申請 された月から支給開始となるので、遅れないよう注意してください。

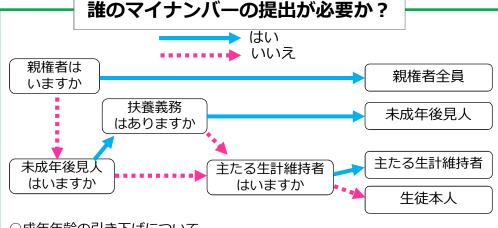
申請には、以下の書類が必要です。

【必要書類】

- ①申請書
- ②保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類(マイナンバーカード の写し、マイナンバー通知カードの写し、マイナンバーが記載された 住民票等の写し等。)
- ※他にも、都道府県ごとに必要書類や申請方法を定めている場合があるの で、学校からの案内に沿って提出してください。

【注意事項】

- 虚偽の記載をして申請し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処 されることがあります。
- ②は原則、親権者全員分(例:親権者が両親ならば2名分)が必要です。 詳細は、下図をご覧ください。



○成年年齢の引き下げについて

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。高校生が在学中に 成年に達した場合でも、引き続き、それまで親権者であった父母等の収入状 況で判定を行うため、変更手続は不要です。

○マイナンバーの提出が困難な場合について

保護者等のマイナンバーカードの写し等の提出が困難と認められる場合は、 上図と異なることがあります。まずは、学校等にご相談ください。

【マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例】

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合

等

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者(都道府県、学校法人等)が生徒本人に代 わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るもの** ではありません。

※学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相 当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利 用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。









就学支援金と 授業料を相殺

学校

生徒に代わって就学支援金 を受領し、授業料に充てる

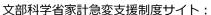
就学支援金の費用 を都道府県に交付

6. 家計急変支援制度

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他 自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得てい た収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。

※対象となる要件等詳細については、

通われる学校へお問い合わせください。



https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/mushouka/01754.html



7. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯に対して授業料以外の教育費(教科 書費・教材費など)を支援する『高校生等奨学給付金』(返還不要)や、 都道府県独自の経済的支援があります。

※ 高校生等奨学給付金を受給するには、保護者がお住まいの都道府県へ申請 する必要があります。

申請方法等は、通われる学校またはお住まいの都道府県にお問い合わせく ださい。各都道府県の問合せ先は、以下の「高校牛等奨学給付金のお問合せ 先一覧 | をご覧ください。

検索

高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧:

https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



文部科学省ホームページ:

https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/mushouka/index.htm





